

法務局における 令和2年4月1日施行 自筆証書遺言の保管制度



申請料 1件 15,000円

書いておいた方が良い場合

- ・おひとり様
- ・離婚、再婚をしている
- ・子供がいない
- ・生前贈与している
- ・兄弟姉妹が親と同居

相続開始後

- ・戸籍等の書類を集めて家庭裁判所へ提出が不要。
- ・遺言書の写しの交付が受けられる。
- ・保管されていることを通知します。

法務相談 ～法改正活用～

婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置 令和元年7月1日施行

ポイント：婚姻期間が20年以上である夫婦間で居住用不動産の遺贈又は贈与がされた場合については、原則として、遺産分割における配偶者の取り分がふえることとなります。

※遺産の先渡しを受けたものと取り扱う必要がない

配偶者居住権の新設 令和2年4月1日施行

ポイント：配偶者は、遺産分割において配偶者居住権取得により、終身又は一定期間、その建物に無償で居住することができるようになります。遺贈等によって配偶者居住権を取得させることもできる。

改正によるメリット

配偶者居住権の創設で、配偶者は自宅での居住を継続しながらその他の財産も取得できるようになる。

預貯金の払戻し制度の創設 令和元年7月1日施行

ポイント
預貯金の払い戻し制度の創設で遺産分割が終わる前でも一定の範囲で払戻しを受けることができる。



遺留分制度の見直し 令和元年7月1日施行

ポイント：遺留分を侵害された者は、遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができるようになります。

- ・遺留分減殺請求の行使により、共有関係が当然に生ずることを回避することが出来る。

特別の寄与の制度

ポイント：被相続人の療養看護等を行った場合には相続開始後、相続人に対して金銭の請求をすることができる。介護等の貢献に報いることができ実質的公平が図られる。

離婚協議書 公正証書フルサポート

離婚

- ・養育費
 - ・親権、面会交流権
 - ・慰謝料
 - ・年金分割
 - ・財産分与、強制執行認諾他
- これらの協議を文書にします。



一般的なものではなく、自分たちの価値観やスタイルで協議書を作成することをサポートします。

各種契約書類



カウンセラーに話すことで
ストレス軽減・新様式生活

夫婦間での合意・契約書



業務提携契約書



売買契約書
賃貸借契約書



遺産分割協議書



贈与契約書

出入国在留管理局申請



ビザ申請



帰化申請



就労ビザ申請

任意後見人サポート



後見人



行政書士 對馬 星子

いつでもお気軽にお問い合わせ下さい

(株)スタ★ライト
星子行政書士事務所

▼お申し込み・お問い合わせ▼

☎(代表)0178-70-5521

【受付時間】月～土 AM9:00-PM6:00

〒031-0802

青森県八戸市小中野5丁目2-5 大町ビル5階